
青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの
共生条例(仮称)案の骨子について

共生条例案 骨子の構成

第1章 共生条例の基本的な考え方について

第2章 対象事業等について

第3章 ゾーニングについて

第4章 合意形成プロセスについて

第5章 実効性の担保について

第6章 その他

第1章

共生条例の基本的な考え方について

1 共生条例の基本的な考え方について

(1) 共生条例の目的

本県の健全で恵み豊かな自然環境、景観、歴史・文化等は、県民の共通の財産であり、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これらを良好な状態で将来の県民に継承していかなければならない。

再生可能エネルギーと持続可能な形で共存共栄していくことを前提として、環境との共生を図りながら、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進する。

- ・本県の美しい自然環境、景観、歴史・文化等は、県民の共通の財産であり、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これらを良好な状態で未来に継承していくことは、今を生きる私たちの責務である。
- ・一方、地球温暖化が急速に進行する中、地球環境が危機的状況に置かれていることを直視し、本県が持つポテンシャルを活かしながら再生可能エネルギーを導入し、地球環境の保全に貢献していくことも私たちの責務である。
- ・しかしながら、地球環境を守るための再生可能エネルギーの導入が、無秩序な開発による環境破壊を招くようなことがあってはならず、地域との合意形成により、環境と再生可能エネルギーとの共生が図られるよう、努めなければならない。
- ・このため、現在の世代が将来の世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等を保全しながら、持続可能な形で共存共栄していくことを前提として、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進するため、この条例を制定する。

1 共生条例の基本的な考え方について

(2) 共生のための2つの手法

次の2種類の手法を組み合わせることにより、“現在の世代”が“将来の世代”に「引き継ぐべき(守るべき)環境」を保全し、持続可能な形で、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進する。

【広域的な視点から守るべき環境を保全するための手法】

ア ゾーニング

広域的な視点から守るべき環境を保全するため、本県の再生可能エネルギーに対する自然保護等の考え方をあらかじめゾーニングによって明示し、再生可能エネルギー事業の導入を円滑に進める。

【地域の視点から守るべき環境を保全し、自然・地域と共生した再エネ事業とするための手法】

イ 合意形成手続

再生可能エネルギー事業に合意形成の手続きを定めることにより、地域と事業者が対話する機会等を設け、地域のメリットを明確にし、地域の視点から守るべき環境を保全しながら、再生可能エネルギー事業の導入を円滑に進める。

1 共生条例の基本的な考え方について

(3) 県・市町村等の役割について

ア 県の役割

- ・ 広域的な観点からゾーニング
- ・ 市町村の意見を踏まえた事業計画の認定・不認定
- ・ 合意形成手続に係る市町村支援(ガイドライン作成等)
- ・ 温対法に基づく促進区域設定及び実行計画策定等に係る市町村支援(市町村協議会への参画、ガイドライン作成等)
- ・ 共生条例に係る事業者への周知及び事業者向けガイドラインの作成等
- ・ 共生条例に係る県民への周知
- ・ その他、自然・地域と共生した再エネ導入促進のための総合的施策の推進

イ 市町村の役割

- ・ 地域の視点からの(地域固有の要素を踏まえた)個別事業計画に対する意見
- ・ 温対法に基づく促進区域の設定及び実行計画の策定等地域脱炭素促進制度の活用による再エネ導入促進
- ・ その他、自然・地域と共生した再エネ導入促進のための施策の推進

ウ 事業者の役割

- ・ 自然環境、景観、歴史・文化等と共生に配慮した事業計画の構築
- ・ 地域に対する事業情報の開示
- ・ その他、自然・地域と共生した再エネ導入促進のための施策への協力

エ 県民の役割

- ・ 再生可能エネルギー事業の必要性に係る理解促進
- ・ 協議会、説明会等への参加

第2章

対象事業等について

2 対象事業等について

(1) 対象事業及び事業区域

太陽光又は風力発電所※1を陸域に設置し、発電する事業を対象とする。

※1 太陽光又は風力発電所は、発電設備(再生可能エネルギー源を電気に変換する設備)及びその附属設備(維持・管理用道路、調整池、支持物、配線ケーブル等)とする。

ただし、ゾーニングの区分は発電所のうち、発電設備を設置する土地の範囲に限り適用する。

※2 建築物の屋根・壁等に設置する太陽光発電設備の設置は本条例の対象外とする。

- ・ 本県の再生可能エネルギー発電設備の導入状況を踏まえ、風力及び太陽光発電事業を共生条例の対象にすることとし、今後の動向を踏まえながら、必要が認められる場合には、風力及び太陽光以外の再エネ種別も対象とすることを検討する。
- ・ 一般海域及び港湾区域については、現行法令により、既に占用許可基準が定められており、また、漁港区域に関しても、新たな占用許可基準を県が作成したことから、本条例では陸域のみを対象とする。
- ・ 建築物の屋根・壁等に設置する太陽光発電設備については、自然環境等を新たに開発するものではなく、地域住民との環境紛争のリスクが低いことから対象外とする。

2 対象事業等について

(2) 対象発電所の規模要件

【規模要件(新規)】

	対象規模要件
太陽光発電所	2,000kW以上
風力発電所	500kW以上

※ 電気事業法第48条第1項の工事計画届出が必要となり、一定規模以上の開発を伴うものを対象とする。
規模要件の考え方は、工事計画届出に記載する発電所出力の考え方を準用する。

※ 風力発電設備を複数設置することにより500kW以上になる発電所も対象とする。

- ・ 条例の対象となる規模要件は、一定規模以上の開発を伴う規模について対象とし、電気事業法の工事計画の届出が必要な規模を参考に、太陽光発電所(2,000kW(面積3ha程度))、風力発電所(500kW(1基の場合、高さ60m程度))とする。

【参考:アセス法及び県アセス条例の規模要件】

アセス法	第1種事業	第2種事業	県アセス条例	第1種事業	第2種事業
太陽光発電所	40,000kW以上	30,000kW以上	工場事業場用地造成事業 (太陽光発電所)	50ha以上 (工業専用地域は100ha以上)	50ha以上 (工業専用区域に限る)
風力発電所	50,000kW以上	37,500kW以上	風力発電所	10,000kW以上	7,500kW以上

第3章

ゾーニングについて

3 ゾーニングについて

(1) ゾーニングの基本的な考え方

ア ゾーニングの区分

県内を保護地域、保全地域、調整地域の3地域に区分する。

なお、調整地域及び保全地域のうち、自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域を共生区域とする。

区分	地域の概要
調整地域	保護地域、保全地域以外の地域
共生区域	自然環境・地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域 (自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域)
保全地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域 (共生区域となる場合を除き、再生可能エネルギー事業を計画できない地域)
保護地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域 (再生可能エネルギー事業を計画できない地域) ※事業の実施不可。

※ ゾーニングの区分は発電所のうち、発電設備を設置する土地の範囲に限り適用する。

※ 国や市町村等が、公益上の目的(災害対策等)で設置する場合であって、他に代替場所がなく、再エネ施設の設置がやむを得ないものなどについては、例外的に認める。

3 ゾーニングについて

(1) ゾーニングの基本的な考え方

イ ゾーニングの手法

ゾーニングは、「現在の世代が将来の世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等のエリア」を守るため、県が広域的な視点から、客観的に確認できる現行法令の区域等に基づき設定していくことを基本とする。

具体的には、環境アセスメントデータベース(EADAS)*の収録情報等を参考に、ゾーニングの元となる情報を整理した上で、保護地域と保全地域を設定し、その他の地域を調整地域とする。

【ゾーニングの考え方】

- (1) 法令等により区域境界が明確であり、ゾーニングすることが可能なもの
自然公園区域など、区域境界(稜線界、地番界、工作物界など)が明確にされているものについては、保護地域又は保全地域の設定の対象とする。
- (2) 区域境界が不明確であり、ゾーニングするのに適当でないもの
各種調査等により一定の範囲が示されているが、区域境界が明確にされていない動植物等の情報(植生自然度等)などについては、ガイドラインに明示し、配慮を求める。
- (3) 場所(サイト)や地点(ポイント)等は設定されているが、詳細な区域(エリア)の設定がなく、ゾーニングするのに適当でないもの。
眺望点(ふるさと眺望点等)や建造物(景観重要建造物等)など、エリアの規定がなく、名称で指定しているものなどについては、ガイドラインに明示し、配慮を求める。

*環境アセスメントデータベース(EADAS)・・・環境省が、再生可能エネルギーの早期導入と適切な環境への配慮の両立を目指し、環境アセスメントに活用できる基礎的な情報を幅広く提供するシステム

3 ゾーニングについて

(1) ゾーニングの基本的な考え方

ウ ガイドラインによる補完

「現在の世代が将来の世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等」のうち、県による区域設定が難しい地域固有の要素(自然環境、景観、歴史・文化等)が存在する。

また、「現在の世代が将来の世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等」以外にも、「人の生命や財産の保護、防災」など、事業者が再生可能エネルギー事業の実施に当たって、配慮すべき事項が存在する。

このため、区域設定が難しい地域固有の要素(自然環境、景観、歴史・文化等)や条例の目的と異なるが配慮すべき事項などをガイドラインとしてとりまとめ、地域との合意形成に向けて、これらの項目に対する配慮を促すことで、条例・規則によるゾーニングを補完する。

「現在の世代」が「将来の世代」に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等」

「人の生命や財産の保護、防災」など

ゾーニングにより、保護・保全するエリアを設定

合意形成プロセスで個別に地域の合意を得ていく

区域設定が可能な要素

条例・規則で再エネ事業から
守るべきエリアを明示

区域設定が困難な要素

ガイドラインで地域固有の要素を明示
(ゾーニングを補完)

条例の目的とは異なる要素

ガイドラインで配慮すべき事項を明示
(共生条例の補完)

3 ゾーニングについて

(2) ゾーニングの設定(保護地域・保全地域)

環境アセスメントデータベース(EADAS)の収録情報等を参考に、保護地域・保全地域の設定対象とするもの(法令等により、土地における区域線の境界が明確であり、ゾーニングが可能なもの)について、次のとおりゾーニング区分の設定を行った。

なお、保護地域と保全地域が重なるエリアでは、保護地域を優先する。

保護地域 (自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域)

- ・ 自然公園区域(国立公園/特別保護、1種、2種、3種)
- ・ 自然公園区域(国定公園/特別保護、1種、2種、3種)
- ・ 自然公園区域(県立自然公園/1種、2種、3種)
- ・ 自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別、普通)
- ・ 自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別、普通)
- ・ ラムサール条約湿地
- ・ 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区)
- ・ 世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- ・ 世界文化遺産(緩衝区域を含む)
- ・ 国指定文化財等(史跡、名勝、天然記念物等)
- ・ 県指定文化財(史跡、名勝、天然記念物)
- ・ 保護林
- ・ 緑の回廊

保全地域 (自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域)

- ・ 自然公園区域(国立公園/普通)
- ・ 自然公園区域(国定公園/普通)
- ・ 自然公園区域(県立自然公園/普通)
- ・ 県開発規制地域(県指定)
- ・ 県緑地保全地域(県指定)
- ・ 鳥獣保護区(特別保護地区を除く)
- ・ 保安林(保安施設地区を含む)
- ・ 国有林
(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- ・ 地域森林計画対象森林
(保安林、保安施設地区を除く)
- ・ ふるさとの森と川と海保全地域

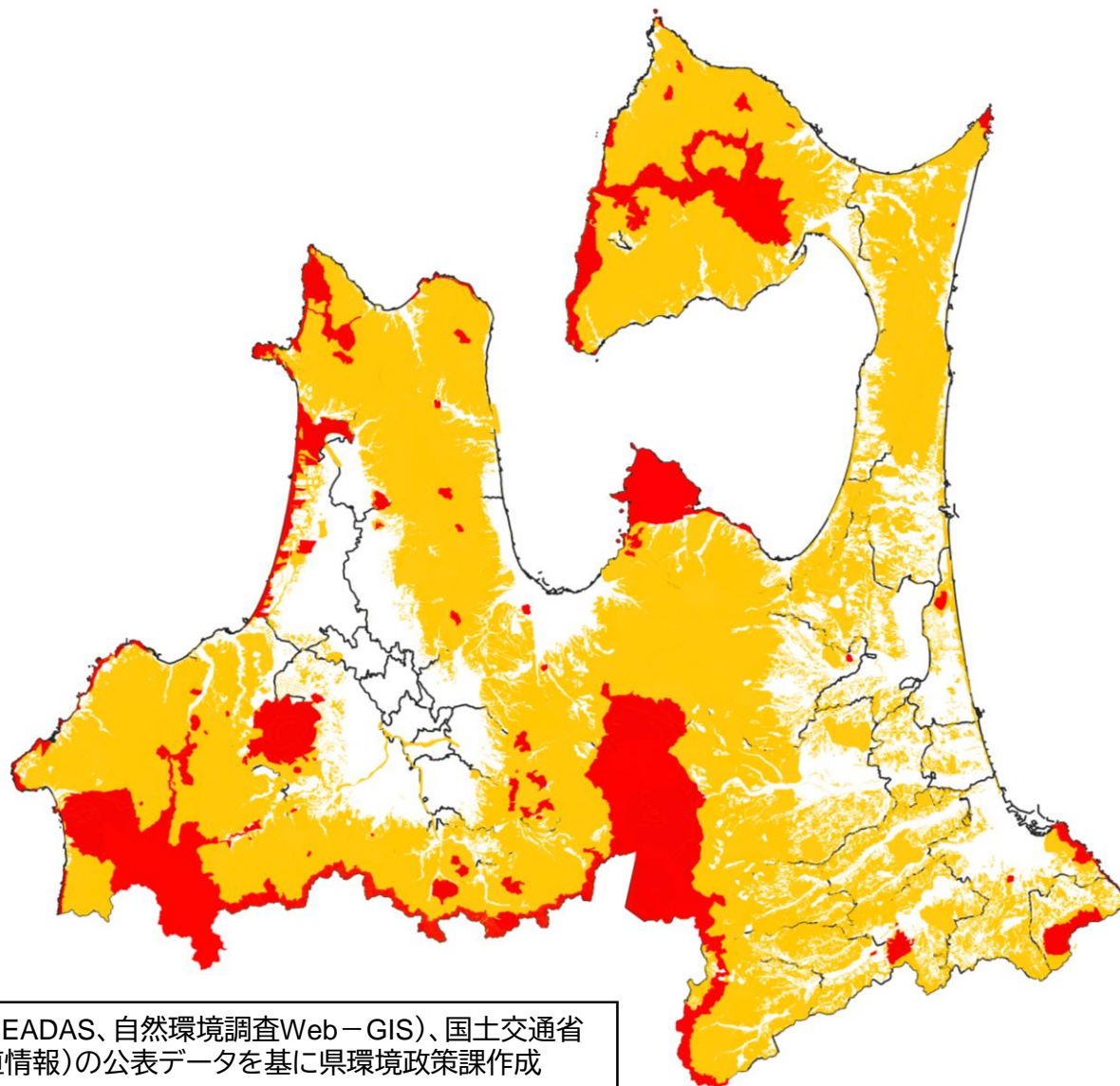
3 ゾーニングについて

保護地域

- 自然公園区域(国立公園／特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(国定公園／特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(県立自然公園／1種、2種、3種)
- 自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別、普通)
- 自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別、普通)
- ラムサール条約湿地
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区)
- 世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- 世界文化遺産(緩衝区域を含む)
- 保護林
- 緑の回廊
- 国指定文化財等(史跡、名勝、天然記念物等)
- 県指定文化財(史跡、名勝、天然記念物)

保全地域

- 自然公園区域(国立公園／普通)
- 自然公園区域(国定公園／普通)
- 自然公園区域(県立自然公園／普通)
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区を除く)
- 保安林(保安施設地区を含む)
- 国有林
(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- 地域森林計画対象民有林(保安林、保安施設地区を除く)
- 県開発規制地域(県指定)
- 県緑地保全地域(県指定)
- ◎ ふるさとの森と川と海保全地域



※ 環境省(EADAS、自然環境調査Web-GIS)、国土交通省(国土数値情報)の公表データを基に県環境政策課作成

※「●」について、一部の文化財(史跡、名勝、天然記念物等)については、マップに表示していない。

※「◎」について、GISデータを手に入れないため、マップに表示していない。

3 ゾーニングについて

(3) ゾーニングの設定(共生区域)

知事は、市町村からの申出等により、第三者機関の意見を聴いた上で、自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると認められる区域を、共生区域として指定する。

なお、保護地域は、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域であることから、共生区域には指定しない。

共生区域（自然環境・地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域）

自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域

- ① 地球温暖化対策法(温対法)の促進区域
- ② 農山漁村再エネ法の設備整備区域
- ③ 行政計画等において、再エネとの共生又は促進を図るため市町村が設定した区域
その他知事が認める区域

3 ゾーニングについて

(4) 配慮すべき区域・事項の案

区域設定が難しい地域固有の要素(自然環境、景観、歴史・文化等)や条例の目的と異なるが配慮すべき区域・事項については、ガイドラインに記載する。

具体的には、次のような区域・事項をガイドラインに記載(サブマップ作成可のものは添付)する。

「現在の世代」が「将来の世代」に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等」のうち、条例による区域設定が困難な要素

【自然環境】

(注目すべき生息地)

- 生物多様性保全上重要な里地里山
- 重要野鳥生息地(IBA)
- 生物多様性重要地域(KBA、KBA保護区域)
- 昆虫類の多様性保護のための重要地域

(植生)

- 植生自然度図(特に自然度9、10)

(植物の状況)

- 絶滅危惧種(植物)の分布情報
- 特定植物群落
- 巨樹・巨木林

(動物(陸域)の状況)

- 中大型哺乳類分布情報
- 要注意鳥獣生息分布情報
- コウモリ洞分布
- コウモリ生息情報
- コウモリ分布
- イヌワシ・クマタカ生息分布
- オオワシ・オジロワシ生息分布
- 渡りをするタカ類集結地
- ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地

【注目すべき生息地】

- 生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- シギ・チドリ類モニタリングサイト1000

【景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況】

- 世界ジオパーク・日本ジオパーク
- 自然景観資源
- 観光資源
- 国立公園の利用施設計画
- 国定公園の利用施設計画
- 都道府県立自然公園の利用施設計画
- 海が見える主要な眺望点

など

「人の生命や財産の保護、防災」など、条例の目的とは異なる要素

【防災】

- ・地すべり等防止法
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・砂防法
- ・盛土規制法

【防衛】

- ・防衛・風力発電調整法

など

第4章

合意形成プロセスについて

4 合意形成プロセスについて

(1) 合意形成手続の考え方

立案段階のできる限り早期に、地域に対して概要を説明する機会を創出し、地域のメリットを明確にししながら、自然環境及び地域が守るべき地域固有の景観、歴史・文化等に配慮した事業計画の作成を促すことで、地域と事業者との合意形成を図る。また、現行の環境影響評価手続を活用し、一体的に運用する。

(2) 合意形成プロセスの案(全体イメージ) ※環境影響評価対象外事業は、イのプロセスのみ

新

ア 環境影響評価手続前

共生区域は省略可

事業者
・住民との意見交換会の開催

市町村
・事業に対する市町村長意見

県に意見を提出

県
・市町村長意見を踏まえ、事業計画に対する意見をとりまとめ

事業者に意見を提出

事業者
・事業計画への反映

現

環境影響評価手続(現行)

環境アセスメント

配慮書

方法書

準備書

評価書

FIT/FIP認定

事業者
・住民説明会(方法書・準備書)

県
・知事意見の提出(配慮書～準備書)

新

イ 環境影響評価手続後

共生区域は省略可

事業者
・住民との説明会の開催

市町村
・事業に対する市町村長意見

県に意見を提出

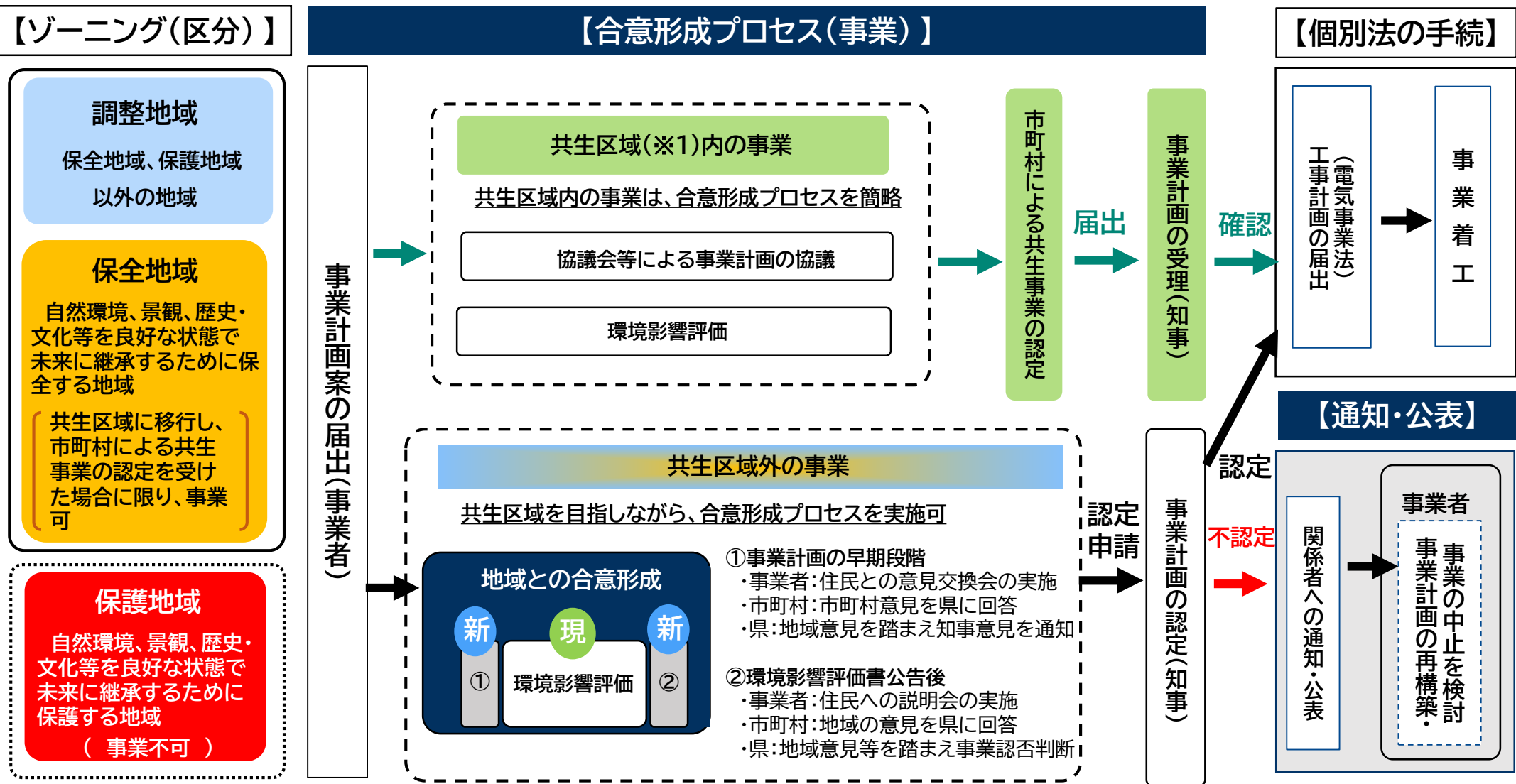
県
・市町村長意見を踏まえ、事業計画の認定・不認定を判断

事業者に認否を通知

知事の認定・事業の開始

4 合意形成プロセスについて

(3) 共生条例全体のイメージ



※1 自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域

※2 国や市町村等が、公益上の目的(災害対策等)で設置する場合であって、他に代替場所がなく、再エネ施設の設置がやむを得ないものなどについては、例外的に認める。

4 合意形成プロセスについて

(4) 合意形成プロセスの詳細

合意形成プロセスの詳細については、規則のほか、次のような事項をガイドラインに記載する。

ア 意見交換会の開催方法について

- ・ 開催案内の方法
- ・ 開催案内の記載事項
- ・ 意見交換会の対象範囲
- ・ 意見交換会の場所・日時
- ・ 意見交換会の回数
- ・ 意見交換会の説明事項等
- ・ 意見交換会の記録・報告

ウ 事業計画の認定・不認定

- ・ 市町村による意見のとりまとめ方法
- ・ 認定・不認定の判断
認定基準の詳細

イ 説明会の開催方法について

- ・ 開催案内の方法
- ・ 開催案内の記載事項
- ・ 説明会の対象範囲
- ・ 説明会の場所・日時
- ・ 説明会の回数
- ・ 説明会の説明事項等
- ・ 説明会の記録・報告

エ その他

- ・ 各プロセスの標準処理期間

など

第5章

実効性の担保について

5 実効性の担保について(手法)

(1) 報告徴収及び立入検査

知事は、この条例の施行に必要な限度において、報告徴収及びその職員に対して立入検査をさせることができる。

(2) 勧告

知事は、合意形成を行わない者等に対して、書面により、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(3) 公表

知事は、認定・不認定の結果を公表することができる。

(4) 罰則

認定を受けずに事業を行った場合、勧告に従わなかった場合には、5万円以下の過料を課する。

(5) 許認可権者への通知

不認定を受けた場合には、再エネ特措法・電気事業法等の許認可権者に対して、当該事業が、共生条例に基づき、地域との共生が図られていない事業であることを明確にし、許認可等の際、そのことを踏まえて判断してもらう。

※【再エネ特措法・FIT/FIP認定基準】

発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令(条例を含む)の規定を遵守するものであること。

(6) 再生可能エネルギーに係る新税の創設

共生条例と一体となって、その政策効果・実効性を高めるための手法として、税を活用する。

第6章

その他

6 その他（事業計画の変更・認定の取消し）

(1) 事業計画の変更

共生条例による認定を受けた事業者は、認定を受けた再エネ発電事業計画を変更しようとするときは、新たに知事の認定を受けなければならない。

【新たに認定を受けることを要する変更】 ※ 詳細はガイドラインに記載

ア 再生可能エネルギー発電所の出力を増加させる変更

イ 発電設備の設置面積を増加させる変更 など

(2) 事業計画認定の取消し

偽りその他不正の手段により、事業計画の認定を受けたことが確認された場合には、認定を取り消すことができる。

6 その他（経過措置）

(3) 計画中の事業の取り扱い

- ① 条例施行時点において、環境影響評価手続きを開始している事業については、環境影響評価手続後の合意形成プロセスのみ適用する。
- ② 条例施行時点において、環境影響評価書の公告を開始している事業又は工事計画の届出をしている事業については、条例の適用外とする。

(4) 温対法の促進区域・農山漁村再エネ法の設備整備区域の取り扱い

条例施行時点において、市町村が温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域を設定している場合には、当該区域を共生区域とみなす。